

事務連絡
平成31年3月18日

各都道府県私立学校主管課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 御中
各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査の補足について（依頼）

平素より、私立学校施設整備費の執行事務に御尽力いただき、御礼申し上げます。

「学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査及び対応について（依頼）」（平成31年3月18日付け30施参事第54号。以下「フォローアップ調査」という。）において、2019年4月1日現在のブロック塀等の安全対策等の状況の調査を依頼させていただいたところです。

当該フォローアップ調査につきましては、本補足に添付の実施要領等に基づき実施いただきますようお願いいたします。

また、学校施設の設置者においては、これまでも速やかに安全点検を完了し、安全対策を実施するようお願いしているところです。引き続き、下記の取組について御対応をお願いします。

このことについて、都道府県においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体においては所管の学校に対して、それぞれ依頼するとともに、調査結果の取りまとめをお願いします。

なお、本調査の結果については、都道府県等毎の状況をとりまとめて公表する予定です。

記

1. ブロック塀等の安全点検※が完了していない場合、速やかに完了すること。
2. 安全性に問題があると判明したブロック塀等について、速やかに安全対策を完了すること。
3. 学校におけるブロック塀等の安全点検や安全対策等の実施状況に関する情報について、公表に努めること。
4. 安全性に問題があるブロック塀等を有している場合、万が一、撤去や注意喚起、近寄れない措置等の応急対策を実施していない場合には、至急実施すること。

※ 外観に基づく点検、及び、外観に基づく点検で安全性に問題があるとされなかったブロック塀等のうち、今後も撤去等の予定がないものの内部の点検。

【問い合わせ先】

文部科学省高等教育局私学部
私学助成課助成第二係 青山、小野内、横山
電話：03-5253-4111（内線2746）
e-mail：josei2@mext.go.jp

学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査（補足） 実施要領

「学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査及び対応について（依頼）」（平成31年3月18日付け30施参事第54号）にて依頼しましたブロック塀等の安全対策等状況調査については、本補足により、資料提出いただきますようお願いいたします。

1. 調査対象となる学校

全国の国公私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち、「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査の結果」（平成30年8月10日公表）※において、「ブロック塀等を有する学校数」及び「未報告の学校数」として報告した学校を調査対象とします。

なお、同通知の調査結果上、「ブロック塀等を有していない学校」として報告した学校は調査対象外とします。

（各都道府県別の調査対象となる学校数については、「【参考】対象となる学校数（都道府県・国公私立学校別）」を参照）

※ 「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査の結果及び当面の対応について（通知）」（平成30年8月10日（30施企第16号））にて、結果を通知。

2. 調査対象となるブロック塀等

学校敷地内に設置されている、組積造又は補強コンクリートブロック造の塀（本要綱において「ブロック塀等」という。）

※ 組積造：レンガ・石等を積み上げた構造

3. 提出期限

2019年4月17日（水）16時

※ 提出期限の厳守に御協力をお願いします。

4. 提出資料

本補足調査にて送付している以下の資料を提出してください。

- ◎ 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等の状況【都道府県記入用】（調査票2）
（ファイル名：【調査票2】都道府県作業・提出用.xlsx）

※「学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査及び対応について（依頼）」（平成31年3月18日付け30施参事第54号）にて提出を依頼している「【調査票4】ブロック塀等の安全対策状況調査票（文部科学省提出用）」の提出は不要です。

5. 添付資料（作業要領）

本補足調査では以下の2つの調査票を送付しています。

- 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等の状況【学校設置者記入用】（調査票1）
（ファイル名：【調査票1】学校設置者作業用.xlsx）

【作業内容：学校設置者による作業】

[シート名：調査票]に学校設置者にて、域内の所管・所轄する調査対象となる学校の情報を記入する。

- 学校施設におけるブロック塀等の安全対策等の状況【都道府県記入用】（調査票2）
（ファイル名：【調査票2】都道府県作業・提出用.xlsx）

【作業内容：都道府県による作業】

[シート名：調査票]に都道府県にて、学校設置者から提出された調査票1の結果（調査票1のセルA21～S21以降の行）を転記する。この際に、[値]で貼り付けを行ってください。正しく転記が出来ているか確認後、文部科学省に提出願います。

6. 提出先と提出方法

下記の提出先までメールにて提出願います。（幼稚園や小学校等を一つのファイルにまとめた場合、両担当課へ送付いただきますようお願いいたします。）

調査対象機関	文部科学省の各担当課・連絡先	
	部署・係名	提出先（メールアドレス）・連絡先
私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園	初等中等教育局 幼児教育課 振興係	youji-shinkou@mext.go.jp 03-6734-2374
私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校、私立学校	高等教育局私学部 私学助成課 助成第二係	josei2@mext.go.jp 03-6734-2774

（提出方法）

提出先：上記、文部科学省各担当課連絡先

件名：【〇〇】学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査

添付ファイル名：【〇〇】ブロック塀等の安全対策等状況調査票

※ 〇〇には、都道府県番号及び都道府県名記入する。

学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査（補足）

調査票作業要領

この資料は、本補足調査における学校設置者用の作業用として配布する「学校施設におけるブロック塀等の安全対策等の状況【学校設置者記入用】（調査票1）」（Excel データ）の調査票シートに係る記入要領です。

1. 調査対象となる学校

全国の国公私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のうち、「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査の結果」（平成30年8月10日公表）※において、「ブロック塀等を有する学校数」及び「未報告の学校数」として報告した学校を調査対象とします。

なお、同通知の調査結果上、「ブロック塀等を有していない学校」として報告した学校は調査対象外とします。

（各都道府県別の調査対象となる学校数については、「【参考】対象となる学校数（都道府県・国公私立学校別）」を参照）

※ 「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査の結果及び当面の対応について（通知）」（平成30年8月10日（30施企第16号））にて、結果を通知。

2. 調査対象となるブロック塀等

学校敷地内に設置されている、組積造又は補強コンクリートブロック造の塀（以下「ブロック塀等」という。）

※ 組積造：レンガ・石等を積み上げた構造

3. 作業シート(Excel データ)の記入要領

個別シートの入力内容は、集計シートへ自動的に集計されます。表示された結果に誤り等が無いか確認の上、とりまとめ者に提出願います。

記入に当たっては、（別紙）「選択の要領図」を参照する。

● 入力方法

- ◇ 2019年4月1日現在の状況を記入願います。（2019年4月1日現在においてブロック塀等を保有していない学校であっても、1. に示す調査対象となる学校は全て記入してください。）
 - ◇ 青色に着色したセルのみ記入願います。
 - ◇ 調査票に入力後、正しく入力出来ている場合は、行全体が青色となります。正しく入力が出来ていない場合は、判定欄にNGと表示されるので入力内容を確認してください。
 - ◇ 調査対象となる学校のうち、前回調査以降に廃校となった学校は、S列（調査対象となる学校のうち、廃校となった学校）をプルダウンで「✓」にしてください。
 - ◇ 未報告は無いように確認をお願いします。
 - ◇ 外観に基づく点検、ブロック内部の点検の内容は、「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について（依頼）（平成30年6月29日（30施企第12号）」に示されているとおり。「（参考）点検内容」を参照。
 - ◇ 本調査における用語の定義は以下のとおりです。
 - 「安全対策」とは、安全性に問題があるブロック塀等を「改修」、「再整備」、「再整備に向けた撤去」、「恒久的な撤去」のいずれかを行うことです。
 - 「改修」とは、既存のブロック塀等を技術基準※に適合するよう改修を行うことです。
 - 「再整備」とは、既存のブロック塀等を撤去し、ブロック塀やフェンス等を新しく設置することです。
 - 「再整備に向けた撤去」とは、新たな困障の整備に向け、既存のブロック塀等の撤去が行われていることです。
 - 「恒久的な撤去」とは、既存のブロック塀等を撤去し、ブロック塀やフェンス等を新しく設置しないこと。
- ※技術基準：建築基準法施行令（第六十一条、六十二条の六、六十二条の八）、「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」（国土交通大臣指定耐震改修センター、一般社団法人 日本建築防災協会）等

【学校設置者名】
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 学校設置者名を記入する。
【学校種別】
<ul style="list-style-type: none"> ◎ プルダウンで選択する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校
【学校名】 A
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 学校名を記入する。
2018年6月19日時点（前回調査時）におけるブロック塀等の全長
<p>2018年6月19日時点（前回調査時）におけるブロック塀等の全長を記入する（前回調査票未提出の学校は、2018年6月19日時点の全長を確認し記入）。</p>
【調査対象となる学校のうち、廃校となった学校】（調査票の右端）
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 調査対象となる学校のうち、前回調査以降に廃校となった学校はS列の【調査対象となる学校のうち、廃校となった学校】をプルダウンで「✓」にする。 ➡ 作業完了（当該学校については、以下の①～③は回答の必要は無し。）

【①ブロック塀等の有無】

- ◎ 2019年4月1日現在におけるブロック塀等の保有状況について、B又はCのいずれかに○を記入（プルダウンで選択）する。

ブロック塀等を有する学校 : Bに○

ブロック塀等を有していない学校 : Cに○

- ①の回答の仕方の解説 -

【ブロック塀等を有する学校】 B

- ◎ 今後、ブロック塀等以外の囲障（フェンス等）の再整備や恒久的な撤去を行う予定であっても、2019年4月1日時点でブロック塀等を有している学校は計上する。
- ◎ 工事契約期間中において、2019年4月1日時点で既存ブロック塀等の撤去が完了していない場合は「ブロック塀等を有する学校」として計上する。

（例：ブロック塀撤去後、フェンス再設置をする工事の際に、4月1日時点でブロック塀等が撤去されていない場合は「ブロック塀等を有する学校」とする。）

【ブロック塀等を有していない学校】 C

- ◎ 2018年6月19日以降に、ブロック塀等以外の囲障（フェンス等）への再整備や恒久的な撤去を行い、2019年4月1日現在でブロック塀等を有していない学校を計上する。
- ◎ 工事契約期間中において、2019年4月1日時点で、すべての既存ブロック塀等の撤去工事が完了している場合は「ブロック塀等を有していない学校」として計上する。

（例：ブロック塀撤去後、フェンス再設置をする工事の際に、4月1日時点でブロック塀等が撤去されているが、フェンスを再設置する工事が完了していない場合は「ブロック塀等を有していない学校」とする。）

- ◎ 2019年4月1日以降、新たな囲障を整備する計画はあるものの、同年3月31日までに、全ての既存ブロック塀等の撤去が完了している場合は「ブロック塀等を有していない学校」として計上する。

（例：3月31日までに、全ての既存ブロック塀等の撤去は完了しており、新たな囲障を整備する契約について、まだ締結していない場合は「ブロック塀等を有していない学校」とする。）

点検により安全が確認されたブロック塀等の全長

- 外観に基づく点検及びブロック塀内部の点検によりブロック塀等の安全性の確認が取れた長さ（m）を整数で記入する。

【④ブロック塀等の安全対策等の全長】

- ブロック塀等の安全対策等の全長について、安全対策の状況毎に長さ（m）を整数で記入する。
 - ④-1. 【対策完了：ブロック塀等以外の困障への再整備、又は恒久的な撤去の安全対策を完了した全長】
 - ④-2. 【撤去のみ完了：新たな困障への再整備に向けた撤去を完了した全長（新たな困障の整備は2020年3月末までに完成予定）】
 - ④-3. 【撤去のみ完了：新たな困障への再整備に向けた撤去を完了した全長（新たな困障の整備は2020年4月以降に完成予定）】
 - ④-4. 【対策完了：改修、又は新たなブロック塀等への再整備を行い、安全対策を完了した全長】
 - ④-5. 【対策見込み：2020年3月末までに完了予定の全長】
 - ④-6. 【対策見込み：2020年4月以降に完了予定の全長】
 - ④-7. 【点検未完了：ブロック内部の点検が未完了の全長】
 - ④-8. 【点検未完了：外観に基づく点検が未完了の全長】

※完了とはブロック塀等の安全対策工事が完了したものを指す。

- ※ 提出時には、点検により安全が確認されたブロック塀等の全長と【④ブロック塀等の安全対策等の全長】の合計値が、2018年6月19日時点（前回調査時）におけるブロック塀等の全長と同値になることを確認すること。

- ④の回答の仕方の解説 -

一つの学校において、複数のカテゴリに該当する場合は、複数のカテゴリに記入する

例：2018年6月19日時点で保有していた安全性に問題があるブロック塀等20mのうち、10mは改修を完了、10mは2020年3月末までに完了予定の場合、4と5それぞれのカテゴリに10と記入する。

- 1) 【対策完了：ブロック塀等以外の困障の再整備、又は恒久的な撤去の安全対策を完了した全長】
 - ◎ 2018年6月19日以降に、ブロック塀等以外の困障（フェンス等）への再整備や恒久的な撤去の工事を完了したブロック塀等の全長を記入する。
- 2) 【撤去のみ完了：新たな困障の再整備に向けた撤去を完了した全長（新たな困障の整備は2020年3月末までに完成予定）】
 - ◎ 2020年3月末までに、新たな困障が完成する計画はあるものの、2019年3月31日までに、全ての既存ブロック塀等を撤去した全長を記入する。
- 3) 【撤去のみ完了：新たな困障への再整備に向けた撤去を完了した全長（新たな困障の整備は2020年4月以降に完成予定）】
 - ◎ 2020年4月以降に、新たな困障が完成する計画はあるものの、2019年3月31日までに、全ての既存ブロック塀等を撤去した全長を記入する。
- 4) 【対策完了：改修、又は新たなブロック塀等への再整備を行い、安全対策を完了した全長】
 - ◎ 2018年6月19日以降に、改修や新たなブロック塀等への再整備の工事を完了したブロック塀等の全長を記入する。
- 5) 【対策見込み：2020年3月末までに完了予定の全長】
 - ◎ 2020年3月末までに、安全対策が完了予定のブロック塀等の全長を記入する。
 - ◎ 点検が未完了のブロック塀等の場合でも、点検を行わずに安全対策を実施し、2020年3月末までに完了予定のブロック塀等の全長を記入する。
- 6) 【対策見込み：2020年4月以降に完了予定の全長】
 - ◎ 2020年4月以降に、安全対策が完了予定のブロック塀等の全長を記入する。

7) 【点検未完了:ブロック内部の点検が未完了の全長】

- ◎ 2019年4月1日時点で外観に基づく点検は完了しているが、ブロック内部の点検が未完了で、今後安全対策の予定がないブロック塀等の全長を記入する。
- ◎ 点検が未完了のブロック塀等を有している場合でも、点検を行わずに安全対策を実施し2020年3月末までに完了予定の場合には【対策見込み:2020年3月末までに完了予定の全長】に計上する。(この場合、Oには計上しない。)
- ◎ 点検が未完了のブロック塀等を有している場合でも、点検を行わずに安全対策を実施し2020年4月以降に完了予定の場合には【対策見込み:2020年4月以降に完了予定の全長】に計上する。(この場合、Oには計上しない。)

8) 【点検未完了:外観に基づく点検が未完了の全長】

- ◎ 2019年4月1日時点で外観に基づく点検が未完了で、今後安全対策の予定がないブロック塀等の全長を記入する。
- ◎ 点検が未完了のブロック塀等を有している場合でも、点検を行わずに安全対策を実施し2020年3月末までに完了予定の場合には【対策見込み:2020年3月末までに完了予定の全長】に計上する。(この場合、Pは計上しない。)
- ◎ 点検が未完了のブロック塀等を有している場合でも、点検を行わずに安全対策を実施し2020年4月以降に完了予定の場合には【対策見込み:2020年4月以降に完了予定の全長】に計上する。(この場合、Pは計上しない。)

5. 留意事項

- ・ 本補足調査の結果については、都道府県等毎の状況を取りまとめて公表する予定です。
- ・ 各学校設置者においては、学校におけるブロック塀等の安全点検や安全対策等の実施状況に関する情報について、公表に努めるようお願いします。

(参考) 点検内容

- ・「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査について（依頼）（平成30年6月29日（30施企第12号））」と同様です。

●外観に基づく点検

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち、外観に基づき行う点検を「外観に基づく点検」とする。

外観目視等により、以下の事項について問題がないか確認する。

- 1) 高すぎないか。（組積造は1.2m以下、補強コンクリートブロック造は2.2m以下） ※ 高さは地盤面から計測する。
- 2) 厚さは十分か。（組積造は壁頂までの距離の1/10以上、補強コンクリートブロック造は10cm（高さ2m超は15cm）以上）
- 3) 控え壁があるか。（組積造は4m以下ごとに壁の厚さの1.5倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は3.4m以下ごとに塀の高さの1/5以上突出した控え壁を設ける）（高さが1.2mを超える場合のみ）
- 4) 基礎があるか。
- 5) 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなど（以下「亀裂等」という。）が生じたりしていないか。

※ 補強コンクリートブロック造については、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は、1)～4)の仕様基準によらないことができる。

※ 直近の建築基準法第12条の規定に基づく「塀」の点検において、1)～4)の事項に適合していること、5)の事項に問題がないことが確認されている場合は、当該事項の確認が完了していることも可とする。

●ブロック内部の点検

平成20年3月10日国土交通省告示第282号に定められている調査項目のうち、ブロック内部の点検を「ブロック内部の点検」とする。

設計図書等やブロックの一部取り外し等により、以下の事項について問題がないか確認する。

- 1) 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第62条の6に照らして適切か。
- 2) 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第62条の8に照らして適切か。
- 3) 基礎の根入れ深さは、令第61条又は令第62条の8に照らして適切か。

※ 構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられた補強コンクリートブロック造の塀であることが設計図書等により確認できる場合は、1)～3)の仕様基準によらないことができる。

※ 直近の建築基準法第12条の規定に基づく「塀」の点検において、1)～3)の事項に適合していることが確認されている場合は、当該事項の確認が完了していることも可とする。

●**留意事項**

- ・点検に際しては、建築技術者等による確認の下で実施するようお願いします。特にブロック内部の点検については、建築技術者等が直接実施するようお願いします。
- ・点検にあたっては、「学校におけるブロック塀等の安全点検に係る特定行政庁の建築部局との連携について」（平成30年6月20日付け事務連絡）のとおり、必要に応じ特定行政庁の建築部局と連携し実施するようお願いします。

※1 2019年4月1日現在の状況を記入
 ※2 「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査の結果」（平成30年8月10日公表）において、【ブロック塀等を有する学校】及び【未報告の学校】として報告した学校の合計
 なお、同調査結果において、【ブロック塀等を有していない学校】として報告した学校は調査対象外
 ※3 2018年6月19日以降に安全対策を完了した学校数を計上

：青色のセルに記入してください。

【まとめ】

学校設置者名	学校種別	面積 [㎡]	①ブロック塀等の有無		点検により 安全が確認 されたブ ロック塀等 の全長 [m]	実施済		点検が未 了の全長 [m]	確認欄		調査対象と なる学校の うち、廃校 となった学 校	
			ブロック塀 等を有する 学校	ブロック塀 等を有して いない学校		ブロック塀 等以外の箇 所への再整 備、又は恒 久的な撤去 の安全対策 を完了した 全長 [m]	新たな囲障 への再整備 に向けた撤 去を完了し た全長（新 たな囲障の 整備は2020 年3月末まで に完成予 定） [m]		ブロック塀 等を有する 学校の区分	ブロック塀 等を有するブ ロック塀を 有していな い学校の区 分		
〇〇学園	小学校	630	14	5	210	90	30	70	40	30	10	1

学校設置者名を記載

2018年6月19日時点（前回調査時）におけるブロック塀等の全長（前回調査票未提出の学校は、2018年6月19日時点の全長を確認し記載）

2019年4月1日現在のブロック塀等の保有状況を記載

前回報告において【ブロック塀等を有する学校】及び【未報告の学校】を全て記載

ブロック塀等の安全対策等の全長については、工事の状況により、複数の項目が該当する場合には、複数の項目に記入する。
D欄から④-8欄までの長さの合計が前回調査時全長の値と同値になるように記載

前回調査以降に廃校となった学校はブルダウンよりチェックを記載

【内訳】

学校設置者名	学校種別	面積 [㎡]	前回調査時 全長 [m]	D	④-1	④-2	④-3	④-4	④-5	④-6	④-7	④-8	区分	判定	廃校
〇〇学園	小学校	〇〇	100	100									E	OK	
〇〇学園	小学校	〇〇	100	90	10								E	OK	
〇〇学園	中学校	△△	10		10								M	OK	
〇〇学園	高等学校	□□	20	10				10					F	OK	
〇〇学園	義務教育学校	●●	20		10								H	OK	
〇〇学園	幼稚園	▲▲	30					10					I	OK	
〇〇学園	幼保連携型認定こども園	■■	20		10						10		K	OK	
〇〇学園	中等教育学校	▽▽	50		10			10			10		L	OK	
〇〇学園	小学校	▲▲	100										M	NG	
〇〇学園	高等学校	■■	10					10					H	OK	
〇〇学園	中学校	■■	30		10			10					I	OK	
〇〇学園	高等学校	△△	0											OK	✓
〇〇学園	幼保連携型認定こども園	××			10								M	NG	
〇〇学園	中等教育学校	××	20					10			10		K	OK	
〇〇学園	高等学校	△△	20		10					10			I	OK	
〇〇学園	高等学校	■■	10			10							O	OK	
〇〇学園	中学校	■■	10				10						P	OK	
〇〇学園	幼保連携型認定こども園	△△	10	10			5						E	NG	
〇〇学園	中等教育学校	△△	30		10		10						P	OK	
〇〇学園	小学校	□□	40			10	10		10				I	OK	

点検の結果、全てのブロック塀等が安全であった

点検で安全であった部分以外、全て撤去した

保有していたブロック塀等を全て撤去した

点検で安全であった部分以外、全て改修した

危険であった部分の一部を撤去済みで、残りは2020年3月までに安全対策完了予定

危険であった部分の一部を改修済みで、残りの一部は2020年4月以降に安全対策を実施予定

点検により危険であった部分については2020年3月までに安全対策を完了予定だが、一部は外部点検や内部点検が完了していない

前回調査時の100mのブロック塀等の現状を「D欄」から「④-8欄」までに記載していないため「NG」

前回調査時にブロック塀等を保有していたが、廃校となった

前回調査時の全長が記載されていないため「NG」

危険であったブロック塀等について、将来的には囲障を設置予定だが、それに先立ちブロック塀等を撤去した（囲障は2020年3月までに設置予定）

前回調査時の全長と、「D欄」から「④-8欄」までの合計値が同値でないため「NG」

学校施設におけるブロック塀等の安全対策等の状況

学校設置者名	学校種別	①ブロック塀等の有無										②ブロック塀等を有する学校 [B]							③ブロック塀等を有していない学校 [C]			④ブロック塀等の安全対策等の全長					調査対象となる学校のうち、廃校となった学校数 [校]								
		ブロック塀等を有している学校					ブロック塀等を有していない学校					外観に基づき点検が完了しているが、ブロック内側の点検が完了していない学校数 [校]		点検が完了しているが、ブロック内側の点検が完了していない学校数 [校]		外観に基づき点検が完了しているが、ブロック内側の点検が完了していない学校数 [校]		外観に基づき点検が完了しているが、ブロック内側の点検が完了していない学校数 [校]		外観に基づき点検が完了しているが、ブロック内側の点検が完了していない学校数 [校]		外観に基づき点検が完了しているが、ブロック内側の点検が完了していない学校数 [校]		外観に基づき点検が完了しているが、ブロック内側の点検が完了していない学校数 [校]		外観に基づき点検が完了しているが、ブロック内側の点検が完了していない学校数 [校]		外観に基づき点検が完了しているが、ブロック内側の点検が完了していない学校数 [校]							
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	④-1	④-2	④-3	④-4	④-5	④-6	④-7	④-8										
幼稚園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
幼稚園類型認定こども園		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
小学校		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
中学校		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
義務教育学校		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高等学校		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中等教育学校		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

※1 2019年4月1日現在の状況を記入

※2 「学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査の結果」（平成30年8月10日公表）において、【ブロック塀等を有する学校】及び【未報告の学校】として報告した学校の合計

なお、同調査結果において、【ブロック塀等を有していない学校】として報告した学校は調査対象外

※3 2018年6月19日以降に安全対策を完了した学校数を計上

学校施設におけるブロック塀等の安全対策等の状況

集計表

記入例

学校設置者名	学校種別	調査対象となる 学校数 [校]	①ブロック塀等の有無										②ブロック塀等を有する学校 [B]									③ブロック塀等を有していない学校 [C]			④ブロック塀等の安全対策等の全長							調査対象となる学校のうち、廃校となった学校数 [校]
			ブロック塀等を有している学校数 [校]		ブロック塀等を有していない学校数 [校]		外観に基づく点検、又はブロック内の点検結果、安全性に問題があるブロック塀等を有する学校数 [校]		保有する全てのブロック塀等の安全対策を完了した学校数 [校]		外観に基づいた点検は完了しているが、ブロック内部の点検が完了していない学校数 [校]		ブロック塀等以外の阻害物、又は恒久的な撤去の安全対策を完了した学校数 [校]		新たな阻害物への再整備に向けた撤去を完了した学校数 [校]		新たな阻害物への再整備に向けた撤去を完了した学校数 [校]		新たな阻害物への再整備に向けた撤去を完了した学校数 [校]		実施済み		実施予定		点検未実施							
			B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	①-1	①-2	①-3	①-4	①-5	①-6	①-7	①-8							
			[B+C+稼校]	[校]	[E+F]	[校]	[H+I]	[校]	[K+L]	[校]	[M+N+O+P]	[校]	[校]	[校]	[校]	[校]	[校]	[校]	[m]	[m]	[m]	[m]	[m]	[m]	[m]	[m]	[m]					
〇〇学園	幼稚園	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	0	0	0						
〇〇学園	幼稚園・認定こども園	3	2	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0						
〇〇学園	小学校	4	4	0	2	0	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	0	0	0						
〇〇学園	中学校	3	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	20	0	0	10	10	0	0	0	0	0	0						
〇〇学園	義務教育学校	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10	0	0	0	0						
〇〇学園	高等学校	5	3	1	1	0	1	1	2	1	1	0	0	0	0	1	0	1	10	10	10	10	0	0	0	1						
〇〇学園	中等教育学校	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	0	1	0	1	10	10	20	0	20	10	0	0						
〇〇学園	特別支援学校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
合計		20	14	5	3	2	1	6	2	4	3	2	2	1	2	3	1	2	35	30	70	40	30	10	1							

・集計表については、調査票を入力することで自動入力される
 ・調査票の記入が完了後に、調査票にNGが記載されていないか、
 集計表と調査票に数値の相違がないかなどを確認する

※1 2019年4月1日現在の状況を記入
 ※2 『学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査の結果』（平成30年8月10日公表）において、【ブロック塀等を有する学校】及び【未報告の学校】として報告した学校の合計
 なお、同調査結果において、【ブロック塀等を有していない学校】として報告した学校は調査対象外
 ※3 2018年6月19日以降に安全対策を完了した学校数を計上

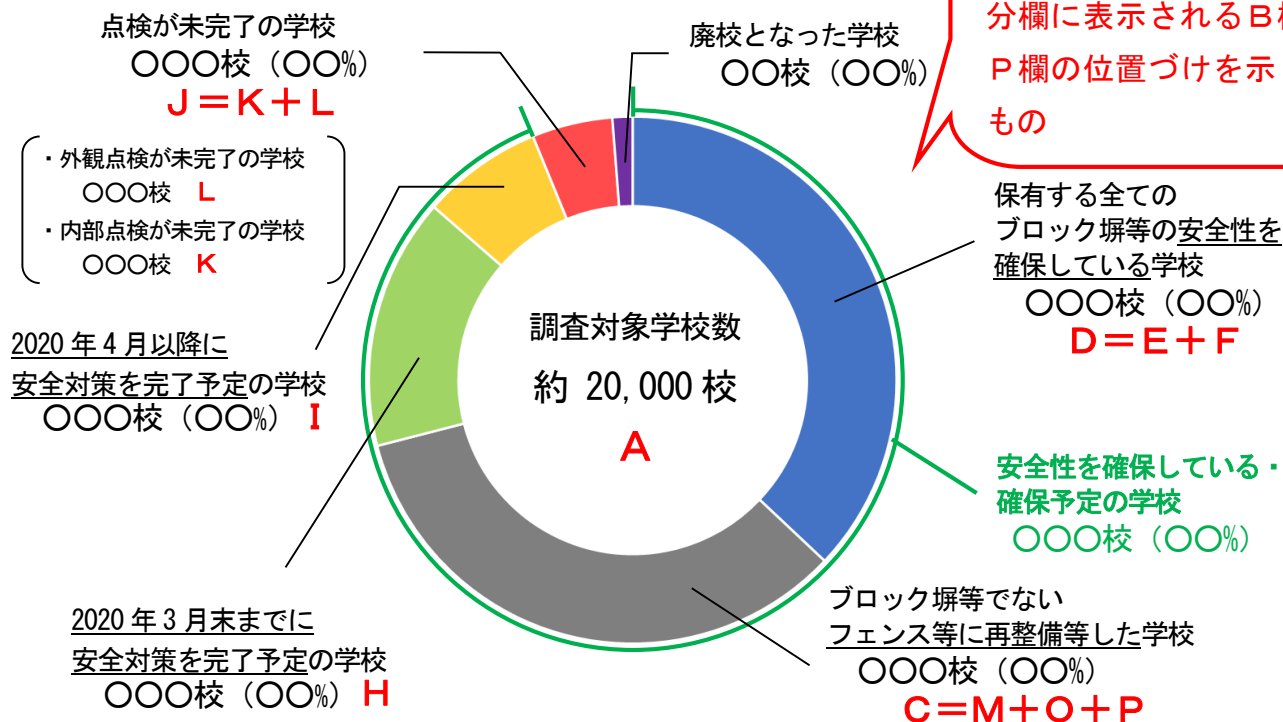
学校施設におけるブロック塀等の安全対策等状況調査

1. 調査対象等

- 調査機関：国公立の幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校等
- 調査対象：前回の調査（平成30年8月10日公表）において、ブロック塀等を有していた学校
※未報告であった学校も調査対象とする
- 調査内容：安全対策の実施状況
※安全対策：改修、再整備（再整備に向けた撤去を含む）、恒久的な撤去

2. 調査事項 (2019年4月1日現在)

【調査結果のとりまとめイメージ】



円グラフに記載の赤文字は、調査票（集計表）の区分欄に表示されるB欄～P欄の位置づけを示したものの

(※ 再整備に向けた撤去、恒久的な撤去を含む)

- 安全性に問題があったため、安全対策を完了した学校 〇〇〇校
- 安全対策を実施済み、実施予定、点検未実施のブロック塀等の全長 〇〇〇 km
- 再整備に向けた撤去は完了し、今後再整備を実施予定の学校及び塀等の全長 〇〇校、〇〇 km
(2020年3月末までに実施 〇〇校、〇〇 km 2020年4月以降に実施 〇〇校、〇 km)

3. スケジュール

- 調査の発出 3月
- 調査回答の締切 4月17日
- 公表 5月下旬～6月上旬
(防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の進捗状況のフォローアップの公表前頃)

調査対象となる学校数（都道府県別・国公立学校別）

	公立学校				国立学校				私立学校			
	調査対象となる学校数 [校]	安全点検等状況調査の結果 (平成30年6月19日現在)			調査対象となる学校数 [校]	安全点検等状況調査の結果 (平成30年6月19日現在)			調査対象となる学校数 [校]	安全点検等状況調査の結果 (平成30年6月19日現在)		
		ブロック塀等を有する学校数 [校]	未報告の学校数 [校]	【参考】学校数 [校]		ブロック塀等を有する学校数 [校]	未報告の学校数 [校]	【参考】学校数 [校]		ブロック塀等を有する学校数 [校]	未報告の学校数 [校]	【参考】学校数 [校]
①+②	①	②		①'+②'	①'	②'		①''+②''	①''	②''		
1 北海道	118	118	0	1,990	2	2	0	11	140	140	0	619
2 青森県	119	119	0	526	1	1	0	4	98	91	7	310
3 岩手県	58	58	0	602	1	1	0	4	21	21	0	133
4 宮城県	100	100	0	758	3	3	0	4	56	53	3	231
5 秋田県	81	81	0	389	2	2	0	4	40	40	0	91
6 山形県	74	74	0	427	3	3	0	4	41	40	1	120
7 福島県	249	249	0	949	3	3	0	4	60	60	0	199
8 茨城県	362	362	0	976	1	1	0	4	110	110	0	292
9 栃木県	223	223	0	592	1	1	0	4	87	81	6	212
10 群馬県	333	333	0	634	2	2	0	4	122	122	0	251
11 埼玉県	880	880	0	1,458	2	2	0	5	298	298	0	651
12 千葉県	738	738	0	1,463	1	1	0	5	240	240	0	549
13 東京都	780	780	0	2,322	14	14	0	26	672	631	41	1,324
14 神奈川県	357	357	0	1,524	1	1	0	6	492	232	260	860
15 新潟県	203	203	0	848	0	0	0	9	51	51	0	187
16 富山県	77	77	0	350	0	0	0	4	35	35	0	123
17 石川県	127	127	0	350	1	1	0	5	53	53	0	175
18 福井県	119	119	0	377	2	2	0	3	38	38	0	115
19 山梨県	86	86	0	297	0	0	0	4	61	53	8	118
20 長野県	65	65	0	665	3	3	0	6	39	39	0	152
21 岐阜県	124	124	0	735	1	1	0	2	51	48	3	165
22 静岡県	360	360	0	1,175	5	5	0	7	113	109	4	402
23 愛知県	489	489	0	1,679	4	4	0	9	180	175	5	579
24 三重県	249	249	0	757	2	2	0	4	34	34	0	107
25 滋賀県	135	135	0	537	2	2	0	4	19	18	1	81
26 京都府	373	373	0	697	4	4	0	6	143	134	9	284
27 大阪府	1,351	1,351	0	1,957	7	7	0	9	492	490	2	940
28 兵庫県	726	726	0	1,685	5	5	0	7	270	270	0	640
29 奈良県	191	191	0	500	4	4	0	6	36	36	0	105
30 和歌山県	244	244	0	472	3	3	0	3	35	35	0	80
31 鳥取県	83	83	0	228	1	1	0	4	19	19	0	44
32 島根県	74	74	0	428	0	0	0	3	7	7	0	32
33 岡山県	505	505	0	896	4	4	0	4	42	41	1	94
34 広島県	408	408	0	914	3	3	0	11	155	139	16	348
35 山口県	338	338	0	579	4	4	0	6	94	94	0	171
36 徳島県	215	215	0	452	4	4	0	4	20	20	0	40
37 香川県	197	197	0	393	6	6	0	6	31	31	0	67
38 愛媛県	312	307	5	541	4	4	0	5	78	76	2	126
39 高知県	235	235	0	412	4	4	0	4	32	32	0	50
40 福岡県	772	772	0	1,254	6	6	0	7	304	292	12	528
41 佐賀県	141	141	0	301	2	2	0	4	48	48	0	117
42 長崎県	363	363	0	606	4	4	0	4	98	98	0	204
43 熊本県	291	291	0	611	4	4	0	4	108	108	0	204
44 大分県	196	196	0	585	4	4	0	4	65	55	10	165
45 宮崎県	225	225	0	431	3	3	0	3	133	111	22	227
46 鹿児島県	512	512	0	904	2	2	0	4	146	138	8	280
47 沖縄県	439	439	0	713	2	2	0	2	43	38	5	95
合 計	14,697	14,692	5	37,939	137	137	0	256	5,550	5,124	426	12,887